

令和6年(2024年)12月

令和7年(2025年)4月1日採用*****

宝塚市職員募集要項*****

市立病院職員

＝患者さんに寄り添い、
地域から信頼される病院になります＝

[募集職種] 事務職(正規職員)

試験日 令和7年1月18日(土)

試験会場 宝塚市立病院 講堂(北棟3階)

受付期間 令和6年12月25日(水)まで

採用日 令和7年4月1日

受付場所・問い合わせ先*****

宝塚市立病院 経営統括部(管理棟3階)

宝塚市小浜4丁目5番1号 (郵便番号665-0827)

(阪神バス「小浜」停留所下車 徒歩5分
または阪急バス「宝塚市立病院前」停留所下車 徒歩1分)

電話番号 0797-87-1161(代表) 内線3344

1 募集職種、募集人数等

募集職種	採用時の職位	募集人数	主な職務内容
事務職	一般職	若干名	医事担当への配置を予定していますが、配属により総務、人事給与、経理、経営管理、情報システム、施設管理、物品管理、その他関連業務に従事します。

2 受験資格

職種ごとに定める次の要件に該当する方が受験できます。

募集職種	採用時の職位	受験資格
事務職	一般職	昭和62年(1987年)4月2日以降に生まれ、4年制大学、短期大学、高等専門学校、高等学校のいずれかを卒業後、199床以上の病院に正職員として3年以上継続して雇用された職務経験のある人。

- (注) 1 職務経験は、令和6年3月末日までのものとします。
2 地方公務員法第16条(欠格条項)に該当する人は受験できません。
3 受験に際して、身体的理由等により特別な配慮が必要な場合は申込時にお申し出ください。可能な範囲で試験時に配慮を行います。

医療法【抜粋】

第一条の五 この法律において、「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、二十人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。

3 採用試験

* 院内ではマスクを着用ください。

(1) 面接試験

- ア 日時 令和7年1月18日(土)
※面接開始時刻は、受験票にてお知らせします。
イ 会場 宝塚市立病院 講堂4(北棟3階)
(当日建物内への入口は休日・夜間出入口の1箇所のみです)
ウ 科目 個別面接

(2) 試験結果

書類審査及び面接試験の結果をもとに総合的に判断のうえ、令和7年2月中旬までに文書で通知します。

4 採用の時期

令和7年(2025年)4月1日

* 採用前の健康診断で就労可能と判定されることが必要です。

5 受験手続

- (1) 受付期間 令和6年12月25日(水)17時まで(厳守)
* 郵送の場合も期限内必着のこと。

- (2) 受付場所 宝塚市立病院 経営統括部事務室 (管理棟3階)
受付時間：月～金曜日の8時30分～17時
*土・日曜日および祝日には受付しません。

(3) 提出書類

ア 受験申込書 (指定のもの)

イ 受験票 (指定のもの)

(注) ア、イそれぞれに同一写真 (上半身無帽、タテ5cm・ヨコ4cm) を貼ること。

ウ 職務経歴書 (指定のもの)

エ エントリーシート (指定のもの)

オ 返信用封筒2通 (長形3号の封筒に110円切手貼付、宛名 (申込者) を記入のこと)

6 待遇

(1) 給与 (令和6年4月1日現在)

学歴区分	初任給月額
大学卒業相当程度 (4年制)	230,575円
短大卒業相当程度 (2年制)	213,325円
高校卒業相当程度	199,180円

※初任給月額は地域手当を含んでいます。

※初任給は、民間企業等における職務経験に応じて、一定の基準により決定します。

※採用前に給与改定があれば、改定後の額によります。

一般職 初任給月額例 約257,025円

※大卒後、民間企業での職務経験が5年ある場合の一例。

給料 (本俸) 及び地域手当を含む額。

- (2) 諸手当 (1) の給与に加え、時間外勤務手当、扶養手当、住居手当 (賃貸の場合で月額最高27,000円)、通勤手当及び期末勤勉手当 (賞与) 等がそれぞれの規定に基づいて支給されます。

- (3) 昇給 通常の場合、年1回昇給します。

7 試験結果の開示

不合格となった人は順位のみを、結果の通知日から1ヶ月間、口頭で開示請求することができます。受験票等本人を確認できる書類を持参のうえ、受験者本人が宝塚市立病院経営統括部まで直接お越しください。

8 その他

採用試験の情報や宝塚市立病院の概要については、インターネットで紹介しています。

宝塚市立病院ホームページ

URL <https://www.takarazukacity-hp.com/>

地方公務員法【抜粋】

(欠格条項)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日〔昭和二十二年五月三日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者